

だい じょう りょういく こ し えん
第17条 療育(子どもへの支援)

くに とどう ふけんしちょうそん しょうがい こ みちか ばしよ しえん う
国と都道府県市町村は、障害のある子どもが、身近な場所で支援を受けられるようにしな
ければなりません。

くに とどう ふけんしちょうそん しょうがい こ しえん しら ほうほう かんが
国と都道府県市町村は、障害のある子どもへの支援について調べたり、方法を考えて、みん
なに伝えたりしなければなりません。また、障害のある子どもを支援することに詳しい職員を
そだ
育てなければなりません。

だい じょう しょくぎょうそうだんとく しこと そうだん
第18条 職業相談等(仕事についての相談)

くに とどう ふけんしちょうそん しょうがい ひと しこと どりょく
国と都道府県市町村は、障害のある人が、いろいろな仕事ができるように努力しなければ
なりません。国と都道府県市町村は、障害のある人一人ひとりに合うように、仕事についての
そだん しょくぎょうくねん
相談や職業訓練をしなければなりません。

だい じょう こ じょう そくしんとくしゅうしょく
第19条 雇用の促進等(就職しやすくすること)

くに とどう ふけんしちょうそん くに とどう ふけんしちょうそん かいしゃ しょうがい ひと やど
国と都道府県市町村は、国や都道府県市町村、会社が障害のある人をもっと雇うようにす
るために、障害のある人を優先的に雇う法律や制度をつくらなければなりません。

かいしゃ しょうがい ひと はたら しょうがい ひとひとり あ ひつよう しえん おこな
会社は、障害のある人が働けるように、障害のある人一人ひとりにあった必要な支援を行い、
しょうがい ひと しこと つづ
障害のある人が仕事を続けられるようにしなければなりません。

だい じょう じゅうたく かくほす
第20条 住宅の確保(住むところがあるようにすること)

くに とどう ふけんしちょうそん しょうがい ひと いっしょ ちいき あんしん く
国と都道府県市町村は、障害のある人が、みんなと一緒に地域で安心した暮らしができる
ようにするために、障害のある人のための住宅を用意し、障害のある人が暮らしやすい住むと
ころを増やさなければなりません。

だい じょう こうきょうてきせつ
第21条 公共的施設のバリアフリー化

つか たてもの ばしよ の もの
(みんなが使う建物や場所、乗り物などをバリアフリーにすること)

くに とどう ふけんしちょうそん つか たてもの ばしよ の もの でんしゃ ちかてつ ふね ひこうき
国と都道府県市町村は、みんなが使う建物や場所、乗り物(バス、電車、地下鉄、船、飛行機
など)をバリアフリーにしなければなりません。

だい じょう じょうほう りょう かつう じょうほう
第22条 情報の利用におけるバリアフリー化等(情報のバリアフリー)

くに とどう ふけんしちょうそん しょうがい ひと じょうほう らく し つか じぶん きも あらわ
国と都道府県市町村は、障害のある人が情報を楽に知ったり、使ったり、自分の気持ちを表
し、他の人に気持ちを伝えるために、使いやすいコンピューターや携帯電話がつけられるよう
にしなければなりません。また、国と都道府県市町村は、障害のある人が他の人と気持ちを分
かり合うための支援者を増やし、育て、派遣するために必要な法律や制度をつくらなければ
なりません。

くに とどう ふけんしちょうそん じしん つなみ かじ たいふう こうずい さいがい お とき あんぜん
国と都道府県市町村は、地震や津波、火事、台風、洪水などの災害が起きた時に、安全でい
られるために必要な情報が障害のある人にすぐ伝わるように、必要な法律や制度をつくらな
ければなりません。